

女性技術者を配置する場合の工事成績審査における加点評価

誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事において、主任技術者、監理技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者が配置された場合、又は女性技能者が就労した場合で、第5条に掲げる要件に該当する場合は、工事成績審査において、以下のとおり加点評価を行うものとする。

<総括監督員>

審査項目	細別	加点内容
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<u>工事現場に女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室を設置した場合</u>は、評価項目9. その他の項目に、<u>以下のとおり記載し、加点</u>するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。 ■ 9. その他(理由:女性の就労機会の拡大) ・女性技術者が配置されるか、又は女性技能者が就労した場合 2点